

第1号被保険者（65歳以上の方）の

介護保険料について

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスの利用状況などをもとに「3年ごと」に見直すことになっています。

町では、令和2年度に「介護保険事業計画」の見直しを行い、今後3年間に必要とされる介護サービス費用を推計したうえで令和3年度から令和5年度までの3年間の保険料を定めました。

越生町の基準額：67,800（年額）

☆ この基準額を中心に、所得に応じた負担となるよう下表のとおり「10段階」の保険料に区分しました。

☆ 保険料の段階は、各年度の所得などにより変わることがあります。

保険料段階	対象者	保険料額(年額)
第1段階 基準額×0.30	生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,300円
第2段階 基準額×0.50	世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円以下の方	33,900円
第3段階 基準額×0.70	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方	47,400円
第4段階 基準額×0.90	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税 で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	61,000円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税 で、第4段階に該当しない方	67,800円
第6段階 基準額×1.20	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	81,300円
第7段階 基準額×1.30	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210 万円未満の方	88,100円
第8段階 基準額×1.50	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320 万円未満の方	101,700円
第9段階 基準額×1.70	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500 万円未満の方	115,200円
第10段階 基準額×1.80	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	122,000円

■合計所得金額とは

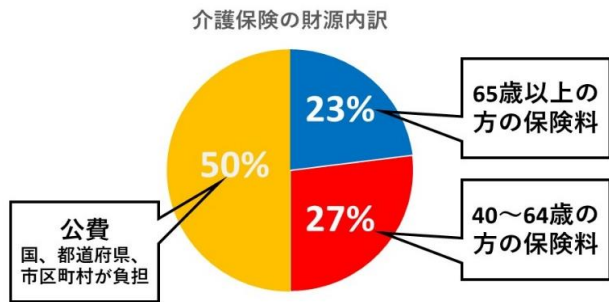
合計所得金額とは、総合課税分（年金や給与、配当など）と申告分離課税分（株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得など）等の所得の合計金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です（地方税法第292条第1項第13号）。

また、申告分離課税分の譲渡所得がある場合は**特別控除後の金額**、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

なお、保険料段階が第1から第5段階までの方の保険料段階判定においては、年金収入に係る所得を控除した金額で判定します。

■介護保険は社会全体で支えています

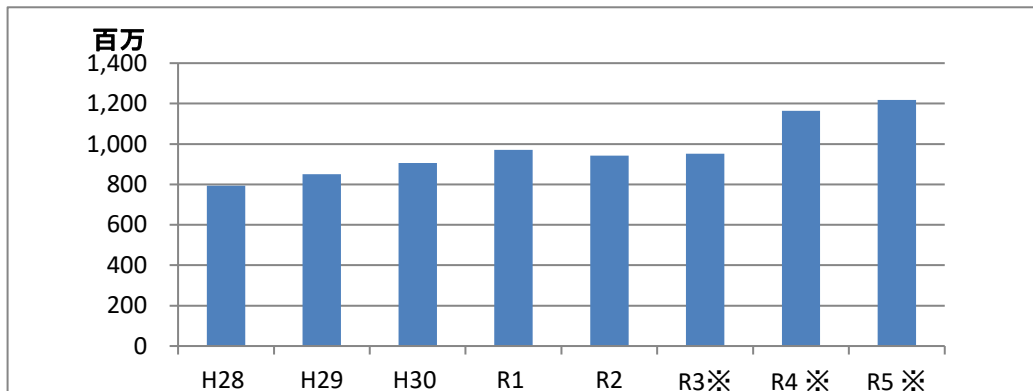
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護が必要になった時に、安心して介護サービスが受けられるよう保険料は必ず納めましょう。



■保険料の現状と変更された内容等

①介護サービス費の増加

介護サービスに要する費用は、年々増加し、今後も増加が見込まれます。



※見込額

②消費税引き上げに伴う軽減

令和元年10月以降の消費税引き上げに伴い、第1段階から第3段階までの保険料が下記のとおり軽減されます。

- 第1段階 【軽減前】基準額×0.50=33,900円 【軽減後】基準額×0.30=20,300円
- 第2段階 【軽減前】基準額×0.75=50,800円 【軽減後】基準額×0.50=33,900円
- 第3段階 【軽減前】基準額×0.75=50,800円 【軽減後】基準額×0.70=47,400円

■新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした第1号被保険者(65歳以上の方)に対して、介護保険料を減免する制度があります。

お問い合わせ先: 越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当 電話292-3121

■リフレッシュ体操教室などを開催しています

フレイルとは、加齢により体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態のことを指します。健康な状態と介護が必要な状態のちょうど真ん中の状態です。フレイルは放っておくとどんどん進行してしまいますが、フレイルの段階で対策を行えば健康な状態を取り戻すことができると言われています。

フレイル予防・改善するための「3つの柱」

- 身体面(運動など)
- 心理・認知面
- 社会参加

越生町では高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための一般介護予防事業を行っています。

【対象者: 65歳以上のすべての方】

- ① リフレッシュ体操教室(運動サポーターによる体操教室)
- ② 介護予防講演会
- ③ 運動サポーター養成講座
- ④ うめりんお達者倶楽部

お問い合わせ先: 越生町地域包括支援センター 電話292-5505